

2024年7月1日

吸収合併に関する事後開示書面

大阪市北区大深町3番1号
株式会社タカミヤ
代表取締役会長兼社長 高宮 一雅

当会社を吸収合併存続会社、株式会社タカミヤの愛菜（本店所在地：東京都中央区日本橋三丁目10番5号。以下「消滅会社」と言います。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社に対して、本件合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第785条）

当会社が消滅会社の特別支配会社であることから、当該手続はありません。

② 新株予約権の買取請求（第787条）

消滅会社は新株予約権の発行をしていなかったため、当該手続はありません。

③ 債権者の異議（第789条）

2024年5月29日付の官報及び電子公告にて債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

第796条第2項に該当することから当該手続を行っておりません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 797 条）

会社法第 796 条第 2 項に該当することから、当該手続を行っておりません。

② 債権者の異議（第 799 条）

2024 年 5 月 29 日付の官報及び電子公告にて債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行いました。異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社より承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2024 年 7 月 12 日（予定）

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則 182 条に基づく書面)

2024 年 5 月 29 日

2024年5月29日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都中央区日本橋三丁目10番5号
株式会社タカミヤの愛菜
代表取締役社長 岡本 裕之

株式会社タカミヤ（大阪市北区大深町3番1号。以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社、当会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続に関する、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり。

2. 吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社の株主に対しその株式に代えて交付する金銭等に関する事項及び当該金銭等の割当てに関する事項についての吸収合併契約の定める相当性に関する事項

当会社は存続会社の完全子会社であるため、本合併に際して、当会社の株主に対して存続会社の株式その他の資産の割当ては行われません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当する事項はございません。

4. 吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社の新株予約権者に対しその新株予約権に代えて交付する新株予約権等に関する事項及び当該新株予約権等の割当てに関する事項についての吸収合併契約の定める相当性に関する事項

該当する事項はございません。

5. 吸収合併消滅会社の最終事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）に係る計算書類等の内容

別紙2のとおり。

6. 吸収合併が効力を生ずる日（2024年7月1日予定）以後における吸収合併存続会社の債務（異議を述べることのできる吸収合併存続会社の債権者に対

して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日後の存続会社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。

また、存続会社の今般の収益状況等に鑑みて、当会社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

なお、存続会社は、2024年5月29日付で、当会社に対して有する貸付金100,000,000円、未収入金61,869,911円、立替金1,091,346円合計162,961,257円の全額について債権放棄を行います。存続会社の債務の履行の見込みに影響を及ぼすものではありません。

7. 本書面の備置開始日後、吸収合併が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

該当事項はありません。

以上

別紙1：吸収合併契約

別紙2：消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等



吸収合併契約書

株式会社タカミヤ（以下「甲」という。）と株式会社タカミヤの愛菜（以下「乙」という。）とは、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定める条件に従い吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、甲は乙の権利義務の全部を承継し、乙は解散する。

（合併をする会社の商号及び住所）

第2条 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）甲（吸収合併存続会社）
商号：株式会社タカミヤ
住所：大阪市北区大深町3番1号
- （2）乙（吸収合併消滅会社）
商号：株式会社タカミヤの愛菜
住所：東京都中央区日本橋三丁目10番5号

（合併に際して交付する金銭及び割当てに関する事項）

第3条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しないものとする。

（甲の資本金及び準備金の額）

第4条 本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

（合併の効力発生日）

第5条 本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年（令和6年）7月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議のうえ、これを変更することができる。

（株主総会決議の省略）

第6条 甲及び乙は、本合併が、甲においては会社法第796条第2項に定める簡易合併の要件を満たし、乙においては会社法第784条第1項に定める略式合併の要件を満たすことから、甲乙双方において本契約を承認する株主総会決議を経ることを要しないことを相互に確認する。

（会社財産の承継）

第7条 甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙のすべての資産及び負債並び

に権利義務の一切を承継する。

(会社財産の管理等)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意のうえ、これを行う。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第9条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの期間において、天変地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

以上のとおり合意が成立したことを証するため、甲及び乙は本書を2通作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2024年(令和6年)5月24日(締結日)

大阪市北区大深町3番1号

甲 株式会社タカミヤ

代表取締役会長兼社長 高宮 一雅



東京都中央区日本橋三丁目10番5号

乙 株式会社タカミヤの愛菜

代表取締役社長 岡本 裕之



決算報告書

(第 19 期)

自 2023年 4月 1日

至 2024年 3月 31日

株式会社タカミヤの愛菜

東京都中央区日本橋三丁目10番5号

貸借対照表

2024年 3月 31日

(当事業年度末)

株式会社タカミヤの愛菜

(単位:千円)

【資産の部】		
【流動資産】		
現金及び預金	13,262	
売掛金	3,364	
棚卸資産	3,550	
未収消費税	5,664	
流動資産合計		25,841
【固定資産】		
(有形固定資産)		
機械装置	9,761	
車両運搬具	264	
有形固定資産合計	10,025	
固定資産合計		10,025
資産合計		35,867
【負債の部】		
【流動負債】		
買掛金	4,790	
短期借入金	100,000	
未払費用	54,478	
未払法人税等	360	
流動負債合計		159,629
負債合計		159,629
【純資産の部】		
【株主資本】		
【資本金】		45,000
【資本剰余金】		
資本準備金	35,000	
資本剰余金合計		35,000
【利益剰余金】		
(その他利益剰余金)		
繰越利益剰余金	△203,762	
その他利益剰余金合計	△203,762	
利益剰余金合計		△203,762
株主資本合計		△123,762
純資産合計		△123,762
負債・純資産合計		35,867

損益計算書

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日

(当期累計期間)

株式会社タカミヤの愛菜

(単位：千円)

【売上高】		
製品売上高	43,322	
売上高合計		43,322
【売上原価】		
支払業務委託料	1,076	
期首商品棚卸高	384	
材料費	20,719	
労務費	50,649	
諸経費	38,963	
期末商品棚卸高	425	111,367
売上総利益		△68,045
【販売費及び一般管理費】		
営業利益		21,936
		△89,981
【営業外収益】		
雑収入	4,104	
営業外収益合計		4,104
【営業外費用】		
支払利息	598	
雑損失	822	
営業外費用合計		1,420
経常利益		△87,297
特別利益合計		0
特別損失合計		0
税引前当期純利益		△87,297
法人税等合計		0
法人税及び住民税	360	
当期純利益		△87,657

株主資本等変動計算書

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日

(当期累計期間)

株式会社タカミヤの愛菜

(単位：千円)

【株主資本】

【資本金】

当期首残高及び当期末残高

45,000

【資本剰余金】

資本準備金

当期首残高及び当期末残高

35,000

資本剰余金合計

当期首残高及び当期末残高

35,000

【利益剰余金】

(その他利益剰余金)

繰越利益剰余金

当期首残高

△116,105

当期変動額

当期純利益

△87,657

当期末残高

△203,762

利益剰余金合計

当期首残高

△116,105

当期変動額

△87,657

当期末残高

△203,762

株主資本合計

当期首残高

△36,105

当期変動額

△87,657

当期末残高

△123,762

純資産合計

当期首残高

△36,105

当期変動額

△87,657

当期末残高

△123,762

個別注記表

2023年4月1日から2024年3月31日まで

株式会社タカミヤの愛菜

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

1) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

2) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

法人税法の規定に基づく定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、賃貸資産については法人税法の規定に基づく定額法又は旧定額法を採用しております。また、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については法人税法の規定に基づく旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、取得価額100千円以上200千円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を採用しております。

(2) 無形固定資産

法人税法の規定に基づく定額法又は旧定額法を採用しております。

(3) リース資産

法人税法の規定に基づくリース期間定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

期間均等償却を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率により計算した回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

II. 当期純損失

87,657千円